平成　　年　　月　　日

御中

見積依頼書

1.　名　　称

2.　納品場所

3.　納品時期

5.　見積様式

6.　提出期限

7.　業者決定

9.　契約書

10.　検収条件

12.　支払条件

13.　 特記事項

・一括出精値引はせずに、値引をする場合には各項目ごとに処理すること。

・見積項目は費用毎の区分に分類し、それぞれに小計欄を設けること。

・機器関係は単体で５０万円以上の場合を除き、一式で５０万円以上の場合は、見積項目

　の内訳毎に分解して記載し、５０万円以上の項目を一欄で表示しないこと。

・消費税抜きの見積もりとして、総額に対しての消費税を一括計上すること。